

26. 新規就農者育成総合対策

令和9年度予算概算要求額 18,268百万円（前年度 10,427百万円）

<対策のポイント>

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等を地方と連携して支援するとともに、就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付、地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、就農相談会の開催等の取組を支援します。

<政策目標>

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

<事業の全体像>

1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

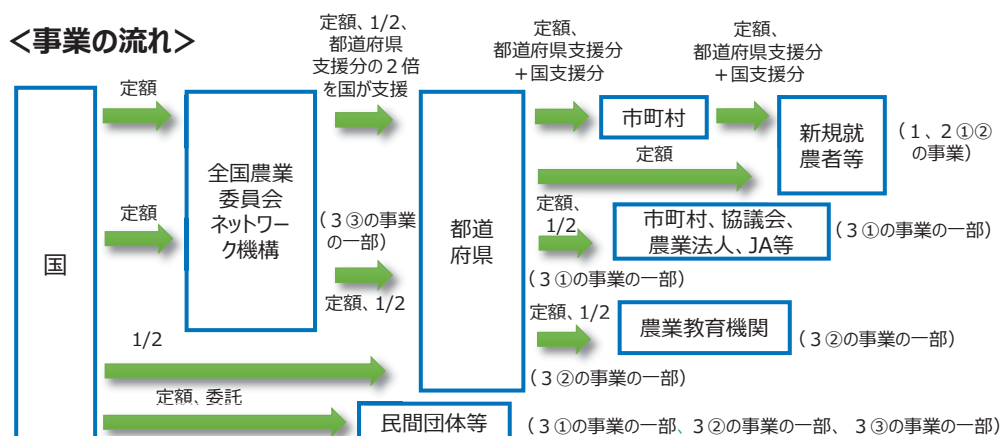
2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域における農地の受け手確保に向けた新規就農者の**誘致体制の整備、研修農場の整備等**の取組を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

<事業の流れ>



1. 経営発展への支援

経営発展支援事業（機械・施設、家畜導入、果樹・茶改植、機械リース等が対象）

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：国費上限500万円（2①の交付対象者は上限250万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2 〈例〉国1/2,都道府県1/4,本人1/4）

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定

〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600万円）〕

2. 資金面の支援

① 経営開始資金

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：13.75万円/月（165万円/年）×最長3年間

補助率：国10/10

② 就農準備資金

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：13.75万円/月（165万円/年）×最長2年間

補助率：国10/10

3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

① 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制の整備
- ・効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備
- ・実践的な研修に必要な農業用機械・設備導入、施設整備
- ・都道府県が地域をバックアップする取組
- ・全国トレーニングファーム推進協議会の運営

② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における取組
- ・施設整備、農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修 等

③ 農業人材確保推進事業

- ・就農相談・情報発信、就農相談会の開催等
- ・職業としての農業の魅力発信

（関連事業）地域農業構造転換支援対策

- ① 認定新規就農者（65歳未満）に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）
- ② 現役農業者のリ・スキリング等のスマート農業技術の研修・教育の強化、雇用型経営を目指す就農希望者向けの研修・教育の環境整備を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

【お問い合わせ先】

経営局就農・女性課

（03-3502-6469）

